○国土交通省告示第六百二十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
かもめプロペラ工場	本社　神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690番地	プロペラ	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで
〃	〃	中間軸	〃
〃	〃	プロペラ軸	〃

○国土交通省告示第六百二十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の改造修理工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	限定事項	有効期間
かもめプロペラ本社工場	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町690番地	プロペラ（可変ピッチプロペラにあってはプロペラの羽根に限る。）	修理工事に限る。	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで

○国土交通省告示第六百二十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を次に掲げる物件の製造工事に係る事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき告示する。

令和八年五月十八日

国土交通大臣　金子　恭之

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社ＩＨＩ回転機械エンジニアリング辰野事業所	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富3934番地	排気タービン過給機	令和８年５月13日から令和13年５月12日まで

○防衛省告示第百二十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和八年五月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域 北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域 令和八年六月二十一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域 令和八年六月一日から同月二十日までの間及び令和九年二月二十日から同年四月十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業を禁止
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から二一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	令和八年五月二十五日から同年九月十日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業を禁止

○防衛省告示第百二十九号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

令和八年五月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＭＹ	五一〇四	わかさ	令和八年三月十九日
ＪＳＰＥ	一五一	あさぎり	令和八年三月二十三日

○防衛省告示第百三十号

自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

令和八年五月十八日

防衛大臣　小泉進次郎

信号符字	番号	名称	付与年月日
ＪＳＵＳ	九〇三	ひのき	令和八年三月十三日
ＪＳＶＭ	九〇四	すぎ	令和八年三月十三日

○近畿地方整備局告示第七十九号

次のように沿道区域を指定したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　一号

三　沿道区域

区間	沿道区域の最大幅員	延長	道路法第四十四条第三項の規定による措置の対象
京都市山科区音羽草田町五八番一から同市山科区西野山階町一八番一三まで	一〇・五〇メートル	二・二〇〇キロメートル	電柱

四　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第八十号

令和八年五月十九日付けで、次のように届出対象区域を指定するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十四条の二第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年五月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年五月十八日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

届出対象区域の存する土地の所在地（沿道区域の存する土地の所在地）	届出対象区域に接続する道路の路線名	工作物
京都市山科区音羽草田町五八番一から同市山科区西野山階町一八番一三まで（京都市山科区音羽草田町五八番一から同市山科区西野山階町一八番一三まで）	一般国道一号	電柱

図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所